

## 申請要件に関する誓約書

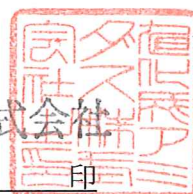
- 1) 当社は、厚生労働大臣に労働者派遣事業の許可を受けている事業主か、平成 27 年 9 月 18 日法律第 73 号附則第6条第1項の定める経過措置の対象となる届出事業主です。
- 2) 当社は、申請日において、直近5年間、労働基準法、職業安定法等の労働関係法令について、重大な違反をしていません。
- 3) 当社は、労働者派遣事業の許可・届出後、3年以上の事業実績があります。
- 4) 当社は、申請日において、直近3年間、税金の滞納をしていません。
- 5) 当社は、申請日において、直近3年間、派遣労働者への給与の遅配をしていません。
- 6) 当社は、申請日において、直近3年間、社会保険料及び労働保険料の滞納をしていません。
- 7) 当社は、申請日において、直近3年間、厚生労働省から以下の命令を受けていません。また、直近3年以前に受けた場合におきましても、現在すでに解除されています。
  - ①労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第49条第1項)
  - ②労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第14条第2項ないし第21条第2項)
- 8) 当社の管理監督者を除くすべての労働者のうち、平成 29 年 3 月から平成 30 年 2 月の 12 か月間における月平均法定時間外労働時間が 60 時間以上となる見込みの者はありません。  
なお、申請日後に、平成29年3月から平成30年2月の12ヶ月間における月平均法定時間外労働時間が60時間以上となる労働者が生じた場合は、速やかに審査認定機関に報告いたします。
- 9) その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実はありません。

以上について相違ありません。

平成 30 年 2 月 14 日

申請事業者名

旭化成アミダス株式会社



代表者名(本人自署もしくは記名押印)

井川裕夫

